

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）から請求があった休業期間は、休業の必要性が認められる期間であるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年7月4日に出張先からの帰宅途中、自動車運転中に自損事故を起こし負傷し、A病院に救急搬送され、加療後、B病院に転医し、7月24日まで休業した。

請求人は、その後、8月5日から9月30日までC整骨院にて施術を受け、当該期間について、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、7月25日以降の休業補償給付については、療養のための休業の必要性が認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

監督署長の決定は、B病院医師による7月25日から就業可能との判断によるものであるが、7月24日に頸部ギプスを渡されており、頸部の痛みで11月18日にMRI検査を受けたところ、第7頸椎棘突起部骨折と診断され治療を受けているため、休業の必要性を認めず不支給とした処分の取り消しを求める。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

C整骨院の柔道整復師は、休業が必要である旨の所見を述べているが、A病院にて実施されたエックス線検査では、骨折等の所見はなく、CT検査においても異常はなく、B病院医師からも7月24日の最終診療時に、就労は問題ないとの意見を述べている。

以上から、8月5日から9月30日までの休業期間にかかる休業補償給付の請求は、療養のための休業とは認められず、不支給としたものである。

4 審査官の判断

(1) 請求人は、頸部痛が続き、11月18日にB病院にてMRI検査を受けたところ、頸椎棘突起部骨折が認められ、この骨折が事故によるものか否かについて、地方労災医員の意見書では、「7月4日の受傷時に、第7頸椎棘突起骨折が生じたと考えられ、翌年3月4日の骨癒合完成までは休業が必要であったと考えられる。」と述べている。

(2) 以上のことから、A病院医師意見やB病院医師の当初の検査結果に基づき行った、7月25日以降の休業の必要性を認めないとした監督署長の処分は妥当ではない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。